

- 予算案件 1 件
- 条例案件 16 件
- 人事案件 1 件
- その他案件 3 件

この定例会には、令和4年度一般会計補正予算、条例の制定・一部改正、人事案件など21議案が市長より提出され、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

議案
第1号

令和4年度 旭市一般会計補正予算

第3子給食費無料化の 対象範囲を拡充

千葉県が第3子以降の給食費無料化を打ち出したことに伴い、本市で実施している第3子以降給食費無料化の対象範囲を県に合わせて拡充する。

現 行 小中学校の範囲内で3人以上の子どもがいる場合を対象。

拡充後 高校生以上でも親の扶養になっている3人以上の子どもがいる場合に対象。

問 保護者から払ってもらう学校給食費負担金609万円減額の内容は。

答 今回の拡充により、対象となる児童生徒数は464人増加するため、令和5年1月から3月までの3か月分、464人分の負担金が減額となる。



おいしそうに給食を食べる子ども達

問 無料化の対象をさらに拡充する検討はしているのか。

答 第2子を無料化した場合や、学年を特定して無料化した場合などの検討はしているが、恒久的に財源が必要となるもので、今後、県やほかの市町村の状況を確認して、さらなる検討が必要と考える。

議案
第15号

旭市立保育所条例の 一部改正

干潟保育所を民営化

平成20年度から指定管理者制度により運営を委託している「学校法人旭鈴木学園」に施設を譲渡し、令和5年4月1日から私立保育所として運営する。

問 完全民営化に踏み切った理由は。

答 独自の保育サービス提供により保育の質向上が見込まれること、今後予定される施設整備において市の経費が削減できること、15年の運営実績があり利用者の評価が高いことなどを総合的に判断して、民営化に踏み切った。

問 民営化により市の負担はどうなるのか。

答 施設の運営に対する市の負担は民営化により37万円少なくなる。また、建物は現在築18年が経過しており、今後

必ず来る大規模改修や建て替え時の市の負担は大幅に減ることになる。

問 現在、定員110人のところ定員オーバーの127人が入所しているとのことだが、児童ケアについて問題はないのか。

答 施設の児童数については、定員の20%増までの受け入れが認められており、132人まで受け入れが可能。また保育士の配置についても、国の定めた配置基準を上回る配置をしている。

問 民営化後に事業者はどのようなシステムの導入を考えているのか。

答 ゼロ・1歳児の寝返りの状況を把握して、うつ伏せ寝など危険な状態を感知するとアラームで知らせる「午睡チェックシステム」の導入や、施設内のインターネット環境を整備して様々な業務を効率化し、それにより生まれた時間を保育業務に充てたいと聞いている。



4月から完全民営化になる干潟保育所

問 土地を無償貸し付け、建物を無償譲渡することのだが、なぜこういう形になったのか。

答 土地の無償貸し付けについては、現在もひかり保育園、干潟町中央保育園に対して行っており、公平性の観点から同様に考えた。建物の無償譲渡については、市内で前例はないが、県内では事例があるため、その例に倣った。

問 なぜ価値のある市民の財産を民間に無償で渡すのか。

答 今は評価すれば幾らかの評価額はつくが、長期的に考えた場合、建て替えや大規模改修により市の負担が増えることが想定できるため、今無償で譲渡したいと考える。

議案
第20号
指定管理者の指定
(社会体育施設12施設)

社会体育施設を指定管理

旭市内の社会体育施設12施設の指定管理者として、コナミスポーツ株式会社を代表としたグループ「あさひスポーツまちづくりパートナーズ」を指定。

指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

対象施設 「旭市総合体育館」、「旭スポーツの森公園野球場」、「旭スポーツの森公園庭球場」、「旭文化の杜公園庭

球場」、「海上コミュニティ運動公園野球場」、「飯岡体育館」、「飯岡野球場」、「旭市サッカー場」、「いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場」、「いいおかふれあいスポーツ公園ソフトボール場」、「いいおかふれあいスポーツ公園多目的広場」、「干潟さくら台野球場」



スポーツ振興の拠点「旭市総合体育館」

問 指定管理によってどういう効果があるのか。

答 スポーツ施設を最大限に活用することで市民の健康維持増進や施設利用者数の増加につながる。また、地域振興や地域コミュニティ醸成のため、市とともに連携して市民サービスの向上に努めることを期待している。

問 指定管理にするとどのくらい経費を削減できるのか。

答 市で行った場合の維持管理費は1億1096万円、指定管理料は1億96万円であるため、100万円の削減になると思われる。

問 この事業者の選定に至った経緯は。

答 3グループからの応募があり、10月12日に選考委員会を開催し、あさひスポーツまちづくりパートナーズが指定管理候補者として選定された。

問 この事業者がほかの申請者より優れていた点は。

答 総合体育館トレーニングルームの運用拡大、スポーツ合宿の誘致、県内プロスポーツチームによる教室、豊富な広報活動、多くの自主事業による施設利用向上や市民スポーツ実施率の向上策、既存職員の継続雇用や市内事業者との連



「旭市サッカー場」でサッカーを楽しむ子ども達

携など、多くの点ではかの申請者より優れていた。

問 使用料収入はどこに入るのか。

答 使用料金が指定管理者の収入になる。利用料金制を採用している。利用料金制を採用することで、指定管理者は利益を増やすために、施設の利用向上のための工夫に取り組むというメリットがある。

問 今回の選定基準では、どうしても大手企業のノウハウには地元企業は太刀打ちできないと考えるが、地元企業への配慮は。

答 野球場等のグラウンドの芝管理は今回の指定管理には入れず、引き続き市が発注することにして、地元企業の育成と受注機会の確保を図る予定。

用語解説

Q 指定管理とは

A 公共施設の運営に関わる経費の節減とサービスの質の向上を図ることを目的に、民間事業者をはじめとする団体の有するノウハウを行政サービスに活用する制度です。

あらかじめ議会の議決を得て、指定期間を定めます。